

京都市告示第104号

京都市屋外広告物等に関する条例第7条第1項の規定に基づき、屋外広告物規制区域を指定し、条例第8条第1項の規定に基づき、屋外広告物規制区域の種別を指定したので、条例第7条第3項及び第8条第2項の規定により、次のように告示します。

なお、関係図書を縦覧に供します。

この告示は、平成17年4月1日から施行します。

平成17年4月1日

京都市長 梶本 頼兼

1 指定面積

変更前	変更後
53,343.6 ヘクタール	74,697.2 ヘクタール

2 種別

名称	変更前	変更後
屋外広告物規制区域第1種地域	44,817.7 ヘクタール	66,171.3 ヘクタール
屋外広告物規制区域第2種地域	3,547.8 ヘクタール	3,547.8 ヘクタール

2 関係図書の縦覧

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部都市景観課

(都市計画局都市景観部都市景観課)